

〈申し込み上の留意事項〉

1. 掲載する広告の内容は「広報かわじま」の公共性を損なうおそれのないものとします。
なお、次の各号に該当する広告は掲載できません。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第7号及び第8号並びに同条第6項各号、同条第7項各号、同条第8項から同条第10項まで及び同条第11項第2号の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類するもの
 - (2) 政治活動、宗教的活動、意見広告又は名刺広告に係るものと認められるもの
 - (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
 - (4) その他不相当と町長が認めるもの
2. 掲載する広告は「広報かわじま」の表紙と最終ページを除く各ページの最下段1段に掲載します。
3. 広告掲載料は、掲載1回につき次のとおりです。

下1段（横178ミリメートル×縦50ミリメートル）	15,000円
下1段の2分の1相当（横89ミリメートル×縦50ミリメートル）	7,500円

ただし、1回の申し込みにつき継続して掲載する回数が6回以上11回以下の場合は1回分を、12回以上の場合は4回分を減額します。
支払方法については、広告掲載承諾書といっしょに納付書を郵送しますので川島町指定金融機関等（納付書の裏側に記載）から振り込んでください。
4. 町長が特に認める場合は、減免することができます。
5. 申込者の資格は、国内に住所又は事業所を有する者とします。
6. 掲載する順番は受付順としますが、掲載回数や掲載月は申込者数などにより変更になる場合がありますのでご了承ください。
7. 掲載する広告の「原稿（版下）」は申込者が作成してください。なお、掲載する広告の割付については町が行います。
8. 広告は毎月掲載されます。広告の原稿は初回掲載号の1か月前までに申込書（別紙）をお持ちのうえ、お申し込みください。
例 4月1日号に掲載する場合・・・2月20日までに提出
広告の原稿は、希望する大きさの枠の中にあらかじめレイアウトをして提出してください。原稿は手書きでもけっこうです。ただし、指定文字（ロゴマーク）や写真・イラストなどを入れる場合は、見本を提出してください。
※ 写真はプリントしたものを用意してください。